証　　票　　無　　効

証票名	証票番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
診療録検査証	第10465号	平成23年３月31日	東京労働局労働保険徴収部適用・事務組合課 厚生労働事務官　鹿島田　亮
診療録質問証	第18172号		

上記のとおり、証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成24年９月３日

厚生労働省

国営岡山南部土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営岡山南部土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成24年９月３日

農林水産大臣　郡司　　彰

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営岡山南部土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成24年９月４日から平成24年10月２日まで

３　縦覧場所

岡山県岡山市、倉敷市及び総社市各事務所

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成24年９月３日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
大阪府堺市中区深井沢町2478番１ 畑　9.91㎡	大町伴三郎 大阪府泉北郡久世村大字東山279番地	現況：道路
兵庫県加古川市平岡町新在家字シクシク1878番２ 田　3.30㎡	下川　高市 兵庫県加古郡加古川町篠原町19番地	
兵庫県加古川市平岡町新在家字シクシク1880番２ 田　6.61㎡		

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２９６号

鳥取県米子市青木893番地

申立人　綿谷　英雄

本籍鳥取縣會見郡青木村39番屋敷、最後の住所鳥取県西伯郡尚徳村大字青木39番屋敷、死亡の場所鳥取県西伯郡尚徳村、死亡年月日大正13年７月６日、出生の場所不詳、出生年月日天保14年６月23日、職業不詳

被相続人　亡　長谷川近藏

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津372番地、事務所鳥取県米子市旗ケ崎２丁目10番18号

相続財産管理人　中井　健夫

鳥取家庭裁判所米子支部

平成２４年（家）第３０７号

東京都千代田区大手町１丁目９番３号

申立人　株式会社日本政策金融公庫

本籍島根県江津市都野津町1661番地、最後の住所島根県益田市神田町イ262番地内１、死亡の場所島根県益田市、死亡年月日平成20年４月17日、出生の場所島根県那賀郡都野津町、出生年月日昭和２年12月24日、職業不詳

被相続人　亡　宮本昭一郎

事務所島根県浜田市田町1655　第２オリンピアビル３階　はまだ市民総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田上　裕輝

松江家庭裁判所益田支部

平成２４年（家）第７６５号

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

申立人　松前町

本籍愛媛県伊予郡松前町大字徳丸422番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成22年８月15日、出生の場所愛媛県伊豫郡北伊豫村、出生年月日昭和19年２月20日、職業不明

被相続人　亡　加藤　守哉

愛媛県松山市枝松６丁目１番16号

相続財産管理人　河渕　孝幸

松山家庭裁判所

平成２４年（家）第７９１号

福岡県大牟田市大字宮崎2139番地４

申立人　鹿子生きよみ

本籍福岡県久留米市田主丸町田主丸232番地、最後の住所福岡県久留米市日ノ出町50番地稲益ハイツ101号、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日平成24年４月25日、出生の場所福岡県浮羽郡田主丸町、出生年月日昭和35年12月７日、職業不詳

被相続人　亡　井上　達哉

福岡県小郡市上岩田530番地18、事務所福岡県久留米市城南町22番地30

相続財産管理人　司法書士　溝口　武彦

福岡家庭裁判所久留米支部

平成２４年（家）第５０７号

熊本市南区八幡５丁目17番６号

申立人　中村　　慧

本籍熊本県下益城郡當尾村大字古保山2189番地、最後の住所不明、死亡の場所福岡県小倉市、死亡年月日昭和17年２月14日、出生の場所不明、出生年月日明治13年８月15日、職業不明

被相続人　亡　那須　トメ

事務所熊本市中央区京町２丁目２番42号３階　山本好郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

熊本家庭裁判所

平成２４年（家）第５５９号

浜松市中区鴨江２丁目40番　エムズ鴨江106

申立人　柴田あゆみ

本籍浜松市南区三島町753番地６、最後の住所浜松市南区白羽町1321番地、死亡の場所浜松市中区、死亡年月日平成24年１月20日、出生の場所横浜市神奈川区、出生年月日昭和10年９月６日、職業無職

被相続人　亡　牛田　　隆

事務所浜松市中区中央１丁目６番22号　ＳＬビル３階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　重治

静岡家庭裁判所浜松支部

平成２４年（家）第４４２号

北海道亀田郡七飯町字大沼町211番地

申立人　竹田　　巖

本籍北海道亀田郡七飯町字西大沼372番地、最後の住所北海道亀田郡七飯町字西大沼386番地２、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成15年12月24日、出生の場所北海道亀田郡七飯村、出生年月日昭和11年４月１日、職業会社役員

被相続人　亡　坂本　盛正

函館市美原１丁目29番13号

相続財産管理人　弁護士　藤原　秀樹

函館家庭裁判所